



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
3月26日  
号外(1)  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例	
※滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	1
○ 議 会 規 則	
※滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則	2
○ 議 会 告 示	
※滋賀県議会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程の一部改正	2

## 公布された条例のあらまし

### ○ 滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例 (条例第5号)

- 1 滋賀県部等設置条例 (昭和30年滋賀県条例第30号) の一部改正に伴い、常任委員会の名称および所管を改めることとしました。(第2条関係)
- 2 委員が委員会を招集しようとする場所に参集することが著しく困難であると委員長が認めるときは、オンラインによる方法により当該委員に発言その他の行為をさせることができることとしました。(第12条の2関係)
- 3 その他
  - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

## 条 例

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

### 滋賀県条例第5号

#### 滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例 (昭和31年滋賀県条例第28号) の一部を次のように改正する。

目次中「第12条 (招集)」を「第12条 (招集) 第12条の2 (出席の特例)」に改める。

第2条第2号中「土木交通・警察・企業常任委員会」を「文スポ・土木・警察常任委員会」に、「土木交通部」を「文化スポーツ部」に、「企業庁」を「土木交通部」に改め、同条第4号中「厚生・産業常任委員会」を「厚生・産業・企業常任委員会」に、「労働委員会の所管に属する事項」を「労働委員会の所管に属する事項 企業庁の所管に属する事項」に改め、同条

第5号中「教育・文化スポーツ常任委員会」を「教育・子ども若者常任委員会」に、「文化スポーツ部」を「子ども若者部」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(出席の特例)

**第12条の2** 委員長は、委員が次に掲げる事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが著しく困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法 (次項において「オンラインによる方法」という。) によつて、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由

2 前項の規定によりオンラインによる方法によつて発言その他の行為をすることができる委員については、委員会に出席したものとみなして、次条、第14条第1項および第27条第1項ならびに滋賀県議会基本条例(平成26年滋賀県条例第8号)第4条第1項(委員会に係る部分に限る。)の規定を適用する。

#### 付 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員として在任する者は、それぞれ右欄に掲げる常任委員会の委員となるものとする。

土木交通・警察・企業常任委員会	文スポ・土木・警察常任委員会
厚生・産業常任委員会	厚生・産業・企業常任委員会
教育・文化スポーツ常任委員会	教育・子ども若者常任委員会

### 議 会 規 則

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県議会議長 奥 村 芳 正

滋賀県議会規則第1号

#### 滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則

滋賀県議会会議規則(昭和31年滋賀県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を変更することができる。

第109条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 議 会 告 示

滋賀県議会告示第3号

滋賀県議会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程(平成16年滋賀県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

滋賀県議会議長 奥 村 芳 正

別表滋賀県議会会議規則(昭和31年滋賀県議会規則第1号)の項中「第20条」を「第13条、第20条、第40条第3項」に改め、「第60条第2項」の右に「、第73条、第75条第2項、第76条、第90条各項、第91条第1項」を加え、「で準用する」を「において準用する」に、「ならびに第101条第1項」を「、第106条ならびに第124条」に改め、同表滋賀県議会委員会条例(昭和31年滋賀県条例第28号)の項中「第22条」の右に「および第26条(第26条の2第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

#### 付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。